

デイリー社 適性検査 サービス利用約款集

< デイリー社適性検査サービス利用基本約款 >

第1条（目的）

デイリー社適性検査サービス利用基本約款（以下「本約款」という）は、利用者（以下他の約款も通して「甲」という）が株式会社デイリー社（以下他の約款も通して「乙」という）の提供する適性検査「D・A・T」サービスならびにワンコイン適性検査「OCATS（オーキャッツ）」サービス（以下「本サービス」という）を利用するにあたり、両サービスに共通して甲及び乙が遵守すべき内容を下記の通り定める。

第2条（代理店）

乙は本サービスの取次ぎ業務を乙が認める代理店または取次店（以下他の約款も通して「丙」という）に委託することが出来る。丙は、甲が本サービスを受けられるように、乙と同様に本約款を遵守しなければならない。

第3条（契約）

1. 甲は本サービスに関するユーザー登録を申請し、かつ、乙に対して本サービスの申し込みを行うものとし、これに対し乙による承諾の意思表示が甲に到達することをもって、本サービスの契約が成立する。
2. 本サービスを受検できる受検者は、乙の特段の了解が無い限り、甲の従業員ならびに甲の採用応募者に限るものとする。
3. 甲が予めユーザー登録した法人・拠点・担当者以外の法人（関連会社等）をユーザーとする場合は改めて新規に登録するものとする。

第4条（採点結果）

1. 甲は、本サービスの採点結果については、「評価結果」の見本等を確認することにより、あらかじめ理解するものとする。
2. 甲は、本サービスが、個人の能力、性格及び社会性を分析することが出来、かつ、企業が人材の採用および適正配置のための判断の参考になるものであることを理解し、「評価結果」の結果如何に拘らず、甲は、乙に対して何らの異議申し立ては出来ないものとする。

第5条（利用料金の請求・支払）

1. 乙は、本サービスの利用料金（以下「料金」という）を毎月月末付けで集計を行い、翌月に甲または丙に対し請求し、甲または丙は乙に対し、表面申込書記載の支払日（以下「支払日」という）にこれを支払う。

2. 甲が取次店を通じて本サービスを申し込んだ場合の料金の支払方法は、原則として口座振替手続きを行い、口座振替により、甲は乙に対し第1項の請求金額を支払うものとする。

3. 代理店である丙を介して本サービスが甲に販売されている場合は、丙は甲に対して本サービスの利用代金の請求を行い、甲は別に定める期日までに丙の定める銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

4. 代理店も取次店も介さない場合の利用料金の支払方法は、上記第2項に準じるものとする。

5. 甲または丙の乙に対する利用料金の支払に遅滞がある場合、乙は甲または丙に対し、何ら予告なしに本サービスの停止をすることができる。

第6条（個人情報の保護）

甲・乙及び丙は、本サービスの利用、提供に際して得た個人情報に関しては、当該個人情報を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理・保管するものとし、個人情報を第三者に開示・漏洩してはならないものとする。

第7条（評価結果データの利用）

甲は、乙が本サービスを通じて得た採点結果データを、甲および受検者が特定できないように加工の上、分析・研究・開発を目的として利用することがあることを承諾する。

第8条（乙の損害賠償）

甲は、乙の契約違反により損害を受けた場合に限り、通常かつ直接の損害について損害賠償を請求できるものとする。但し、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。また、損害賠償義務は、第5条他に定める利用料金を賠償金額の上限とし、期限は検査の実施後1年以内とする。

第9条（禁止行為）

1. 甲は、甲または甲が依頼する第三者を通じて、乙が開発した問題冊子等（以下「本ツール」という）を採点してはならない。

2. 甲は、甲または甲が依頼する第三者を通じて、本ツールを複製、複写、引用等をしてはならない。

第10条（契約の解除及び甲の損害賠償）

1. 乙は、甲に次の各号に該当する事由が生じた場合は、第3条に規定する契約を解除することができる。

印刷は第7条とありましたが、第5条が正しいです。

(1) 本約款に違反したとき

(2) 甲が第5条に定める代金を支払わなかったとき

(3) 手形または小切手につき1回でも不渡りを発生させたとき

(4) 破産・民事再生・会社更生・会社整理の申し立てがなされたとき

(5) 信用に不安が生じたとき

2. 甲が本約款等に違反して乙に損害を与えた場合、甲は、乙に対しその損害を賠償する義務を負う。

第11条（代理店への情報の開示）

1. 本サービスを甲が利用するにあたり、「登録票兼利用申込書」記載の代理店（丙）が介在する場合は、甲の本サービスの利用商品の種類、受検者名等、第5条3項に定める利用料金の請求を行える情報を、乙は丙に対して開示することを甲は了承する。

2. 原則として「評価結果」は、乙から丙には開示しないものとする。ただし、甲が乙に対して、書面またはE-Mailによって「評価結果」等の情報を丙に開示してもよい旨の同意あった場合に限り、乙から丙に甲の「評価結果」を開示出来るものとする。

第12条（その他特記事項）

乙は、原則として、乙の提供する本サービスに関する適性検査サービス利用約款集は予告なく改正することができ、甲及び丙はこれに同意する。ただし、利用約款最新版は乙のホームページに掲載する（<http://www.dailysha.com/>）。

第13条（管轄裁判所）

本約款に関して生じる一切の紛争については、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

< 適性検査「D・A・T」サービス利用約款 >

第1条（目的）

適性検査「D・A・T」サービス利用約款は、甲が乙の提供する適性検査「D・A・T」サービス（以下「本サービス1」という）を利用するにあたり、甲及び乙が遵守すべき内容を下記の通り定める。

第2条（問題冊子等送付および管理）

1. 甲は、乙または丙に、本ツールの送付依頼を行う。

2. 乙または丙は、前項の送付依頼を受け、本ツールを甲に送付する。

3. 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって、本ツールを保管しなければならない。

4. 本ツールの貸し出し期間は1年間とする。ただし協議の上、延長できるものとする。

第3条（検査の実施）

1. 甲は、制限時間等の遵守事項を守り、検査を実施するものとする。
2. 甲は、受検者が使用した問題冊子を必ず回収し、乙に返却しなければならない。
3. 甲は、検査の実施後、乙に郵送またはFAXにて答案用紙を送付し、乙に採点を依頼する。

第4条（採点結果の送付）

乙は、採点結果を、「評価結果」として、甲があらかじめ登録した担当者のE-Mailアドレスに報告する。

第5条（利用料金の発生）

利用料金は、前条に定めるE-Mailアドレスに「評価結果」を送信した時点で発生するものとする。

第6条（送料の負担）

本ツールの送付、採点依頼のための回答用紙の送付、使用済みの問題用紙の送付等にかかる費用については、送付側の負担とする。

第7条（採点データの保管・破棄等）

乙は、本サービス1の評価結果データにつき、評価実施後より1年間、評価実施後の報告と同じ内容の結果報告の状態を保存し、報告時以降に再発行の依頼があった場合は、別途有料にて再発行する。

<ワンコイン適性検査「OCATS（オーキャッツ）」利用約款>

第1条（目的）

ワンコイン適性検査「OCATS（オーキャッツ）」サービス利用約款は、甲が乙の提供するワンコイン適性検査「OCATS」サービス（以下「本サービス2」という）を利用するにあたり、甲及び乙が遵守すべき内容を下記の通り定める。

第2条（登録制・料金）

1. 本サービス2は完全登録制とし、本申込書表面に定める月額料金（以下「月額料金」という）を甲が乙に支払うことにより、甲は本サービス2を利用することが出来るものとする。なお、月額料金は、タイプにより、規定の人数分の採点料金を含むものとする。

2. 前項に規定する月額料金に含む規定の人数分を超えて本サービスを利用した場合は、規定の追加料金を月末締めにて集計して、甲は乙に支払う。但し、甲が支払った月額料金に含まれる採点料金の規定人数を超えない場合、乙は甲に対し当該不足人数分の採点料金の返還義務を負わない。

3. 甲は本サービスを受検するあたって発生する一切の通信料を負担し、乙にこれを請求しない。

第3条（料金・最低利用期間等）

1. 甲の本サービスの登録月においては、その登録日を起算日として日割り計算にて月額料金を精算する。なお、月額料金に含む採点料金の人数は、日割りにて計算の上、端数は切り上げるものとする。

2. 本サービスの退会は甲が退会したい月の前月末までに書面により、乙に申し出る。また、乙は甲に対し退会月の月額料金を一切返還しない。

3. 本サービス2の最低利用期間は6ヶ月間とし、その利用期間が6ヶ月に満たない間に、甲が退会を申し出る場合は、甲は乙に対し6ヶ月からその利用期間を控除した残最低利用期間分の月額料金を一括して支払うことにより退会出来るものとする。なお、退会までに利用した追加の採点依頼分の料金がある場合は、甲はその支払義務を負うものとする。

第4条（利用料金の発生）

利用料金は、甲および甲の使用人が、IDを利用してシステムにログインし、受検申込をしたうえで、受検者が全ての問題に回答し終わった時点で、発生するものとする。

第5条（採点データの参照可能期限）

甲または丙は本サービス2の受検データにつき、その受検日から、受検日の属する月の翌月以降3ヶ月間に限り、データを参照することが出来るものとする。

2011年6月9日

制定、印刷

2011年6月16日

< デイリー社適性検査サービス利用基本約款 >

第10条1項(2) を修正しました。